

監査公表第5号

令和2年3月18日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 青 木 義 雄

行政監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別冊のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年3月10日に決定、3月13日に議長及び市長に提出し、令和2年3月18日に議会報告されています。）

令和元年度

行政監査結果報告書

「補助金等について」

周南市監査委員

目 次

	頁
第1 監査のテーマ	1
第2 選定の理由	1
第3 監査の対象及び範囲	1
第4 監査の実施期間	1
第5 監査の方法	1
第6 監査の着眼点	2
第7 監査の結果	2
1 補助金等の意義（定義）	2
2 補助金等の法的な定め	2
(1) 補助金等に関する法律の定め	2
(2) 本市の補助金等に関する定め	3
3 補助金等の交付事務の流れ	4
(1) 補助事業着手前に交付決定をする場合（基本的な流れ）	4
(2) 補助事業完了後に交付決定をする場合	5
4 補助金等の交付状況	6
(1) 会計別款別の交付状況	6
(2) 所管部等別交付状況	7
5 事前調査	8
(1) 補助金等の概要について	8
① 補助金等の性質	8
② 補助金等の財源	8
③ 補助金等の開始年度等	9
④ 補助金等の対象	9
⑤ 補助金等の交付決定時期	10
⑥ 補助金等の交付方法	10
(2) 補助金等額の推移等について	11
① 補助金等の額の推移	11
② 補助金等の財源内訳	11
③ 補助割合	12
(3) 交付要綱等について	12
① 交付要綱の制定状況	12
② 交付要綱等の内容	13

(4) 事務手続等について	13
① 交付申請書及び添付書類	13
② 交付決定における審査	14
③ 交付決定通知書及び交付条件	14
④ 遂行状況の報告	14
⑤ 実績報告書及び添付書類	14
⑥ 実績報告に係る審査	15
⑦ 確定通知書	16
(5) 効果の測定、評価等について	16
① 効果の測定と指標	16
② 今後の方向性	16
③ 取得資産の確認	17
④ 補助事業者の事務	17
(6) 事前調査結果のまとめ	17
① 交付要綱の制定	17
② 交付要綱の見直し	17
③ 交付条件の検討	18
④ 後年度も含めた現物の確認	18
⑤ 支出額の確認	18
⑥ 効果の確認	18
6 抽出調査	20
(1) 抽出基準について	20
(2) 指摘（改善要望）事項（共通的事項）について	20
① 補助申請及び実績報告の審査	20
② 余剰金の処理	21
③ 交付先団体の経理事務を所管課が行う場合	21
④ 補助事業等変更申請	22
⑤ 実績報告書に添付される収支決算書等（補助対象経費の確認）	22
(3) 指摘（改善要望）事項（個別事項）について	23
① 職員共済会交付金（行政管理部人事課）	23
② 文化協会活動費補助金（地域振興部文化スポーツ課）	23
③ 企画展覧会開催費補助金（地域振興部文化スポーツ課）	23
④ 周南市体育協会運営費補助金（地域振興部文化スポーツ課）	23

⑤	周南観光コンベンション協会運営費補助金（地域振興部観光交流課）	24
	冬のツリーまつりLED設置補助金（同）	
	サンフェスタしんなんよう開催費補助金（同）	
	周南みなとまつり開催費補助金（同）	
⑥	人権啓発推進事業費補助金（環境生活部人権推進課）	24
⑦	重度心身障害児施設建設費補助金（福祉医療部障害者支援課）	24
	障害者支援施設「鹿野学園」第二成人部改築費補助金（同）	
⑧	児童の居場所づくり交付金（こども健康部次世代支援課）	24
⑨	徳山商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金（経済産業部商工振興課）	25
⑩	周南ふるさとふれあい物産展開催費補助金（経済産業部商工振興課）	25
⑪	中心市街地商業活性化補助金（経済産業部商工振興課）	25
⑫	周南市地域公共交通会議交付金（都市整備部都市政策課）	25
⑬	永源山公園つつじ祭り交付金（都市整備部公園花とみどり課）	26
⑭	消防団員共済会交付金（消防本部消防総務課）	26
⑮	子ども会活動費補助金（教育部生涯学習課）	26
⑯	小中学校文化体育部中国・全国大会出場費補助金（教育部学校教育課）	26
⑰	全国中学校体育大会（ハンドボール）開催費補助金（教育部学校教育課）	27
⑱	政務活動費補助金（議会事務局）	27
第8	まとめ	28
資料編		29
資料1	補助金等調査票	30
資料2	平成30年度所管部署別補助金等一覧表	32
資料3	補助金等抽出分一覧表	36
資料4	周南市補助金交付基準	38

(注) ① 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入しているが、内訳の計と総数を合わせるため、調整している場合がある。

② 表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」…………… 該当数値が零のもの、又は算出により零となるもの

第1 監査のテーマ

補助金等の交付について

第2 選定の理由

補助金については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、各種の行政上の目的をもって対価なくして交付されるものである。

本市においても、公益的な観点から多くの事業に対して補助金を交付しており、市の施策を推進するうえで重要な役割を担っている。

こうしたことに加え、補助金が役務等の提供を伴わない一方的な支出で、その交付が長期化、既得権化する傾向にあるといわれていることから、社会経済情勢や行政ニーズの変化に対応して、常に必要性の検証や見直しを行い、適正かつ公正に執行する必要がある。

そこで、補助金等交付事務が適正に執行されているか、公正かつ効率的に行われているか、補助金等が有効に活用されているかなどについて監査することにより、補助金交付の実態を把握し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とする。

第3 監査の対象及び範囲

平成30年度に支出された一般会計及び特別会計における補助金等（19節負担金、補助及び交付金で支出されたもので、負担金を除く。）

したがって、公営企業分を除くものとする。

第4 監査の実施期間

令和元年10月7日～令和2年3月10日

第5 監査の方法

監査対象とする補助金等を所管する課等に対して事前に、補助金等の目的や補助対象経費などの概要、交付手続、効果測定等について照会した調査票を配付し、関係資料等を添付の上、指定した期日までに回答するよう求めた。

提出された調査票等を整理、分析することにより、補助金等の交付状況の概観を把握するとともに、個別の補助金等の実態を確認するため、補助金等の一部を抽出して、これに係る関係書類の提出を求め、書類の確認及び関係職員へのヒアリングを実施した。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金交付要綱等の内容は適正に定められているか。
- 2 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- 3 補助事業の遂行状況、実績の確認は適正に行われているか。
- 4 補助事業の効果・成果の確認や評価は行われているか。
- 5 社会経済情勢や行政ニーズの変化、補助事業の評価に応じた適切な見直しが行われているか。

第7 監査の結果

1 補助金等の意義（定義）

「補助金」とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価（反対給付）なくして支出するものである。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものである。

なお、「負担金」とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもので、特定の事業について、地方公共団体が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部を支出する場合や、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成団体が決めた費用を支出する場合などである。

2 補助金等の法的な定め

(1) 補助金等に関する法律の定め

○ 憲法第89条

補助金等の支出については、憲法第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」との制約がある。

○ 地方自治法第232条の2

地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、普通地方公共団体が寄附または補助をすることができるのは、「その公益上必要がある場合」に限られる。

また、「その公益上必要がある場合」の判断については、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とされている。(行政実例昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号)

なお、地方公共団体の補助金の交付決定は、一般的に、行政処分ではなく、負担付き贈与契約とされている。

(2) 本市の補助金等に関する定め

本市の補助金等に関する一般的な定めは、以下のとおりである。

○ 周南市補助金等交付規則

「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的」として制定されている。補助金等の交付申請から補助金等額の確定までの事務手続など、基本的事項について規定されている。以下「交付規則」という。

○ 周南市補助金等審査会規程

「負担金、補助金、交付金及び寄附金について、その公益上の必要性」を審査するために設置され、審査会の委員等の組織や審査対象などが規定されている。

○ 周南市補助金交付基準

「公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため」、補助金の公益性や適格性の判断基準のほか、交付対象額や交付額の基準、見直し期間等の考え方について規定されている。以下「交付基準」という。

○ 補助金等交付要綱

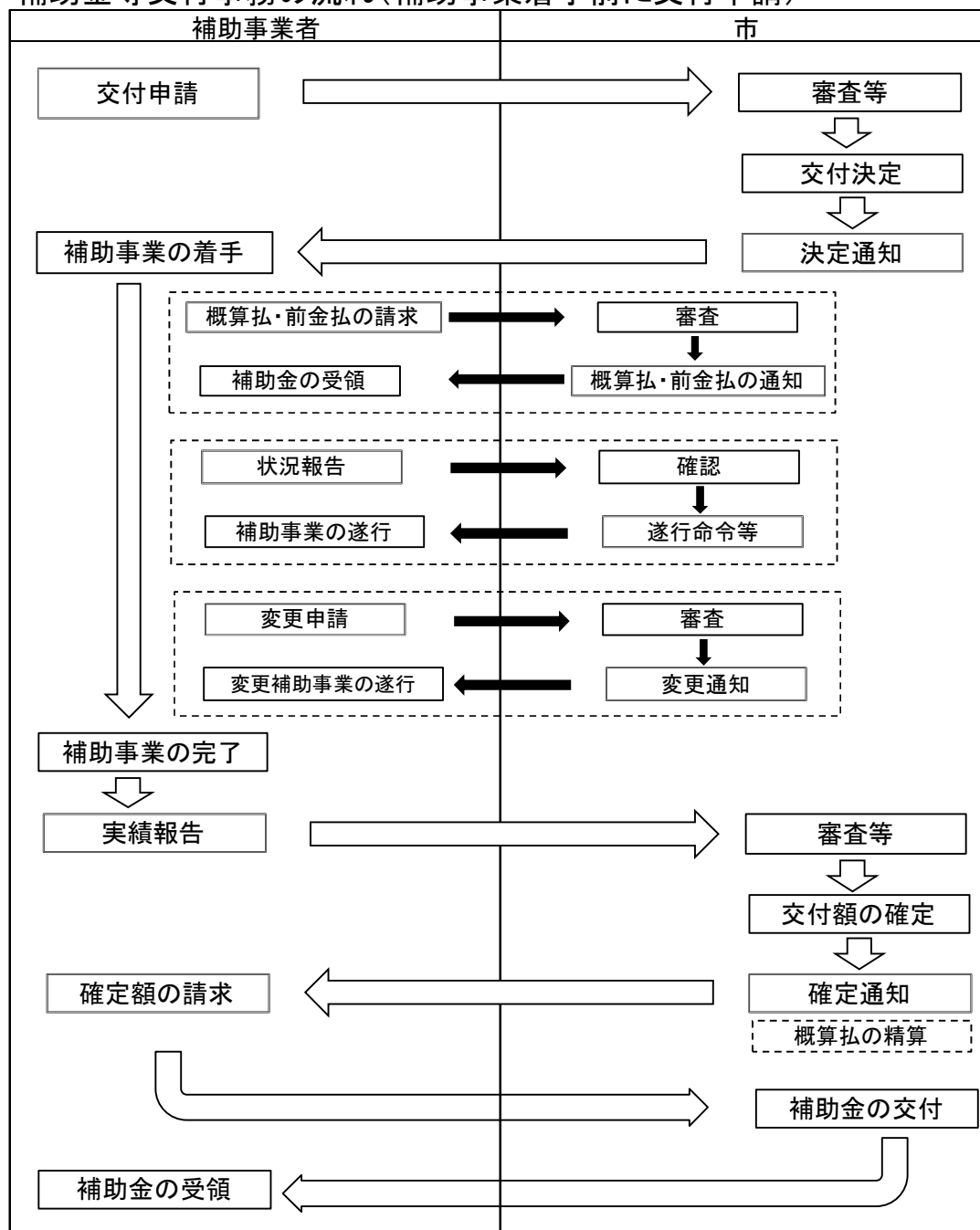
交付規則第 27 条により、個別の補助金等毎に制定され、補助金等の目的や補助対象者、補助対象経費、補助率等について規定されている。

3 補助金等の交付事務の流れ

(1) 補助事業着手前に交付決定をする場合（基本的な流れ）

補助事業者は事業の確実な実施を目指し、財源を確保する必要があることから、補助金等の交付申請を行い、交付決定を受けてから補助事業に着手することが一般的である。市にとっても、補助目的を確実に達成させるために、事業着手前にその内容が交付要件等に適合するかどうかを確認でき、場合によっては適合するよう事業内容の修正を求めることも可能である。

補助金等交付事務の流れ(補助事業着手前に交付申請)

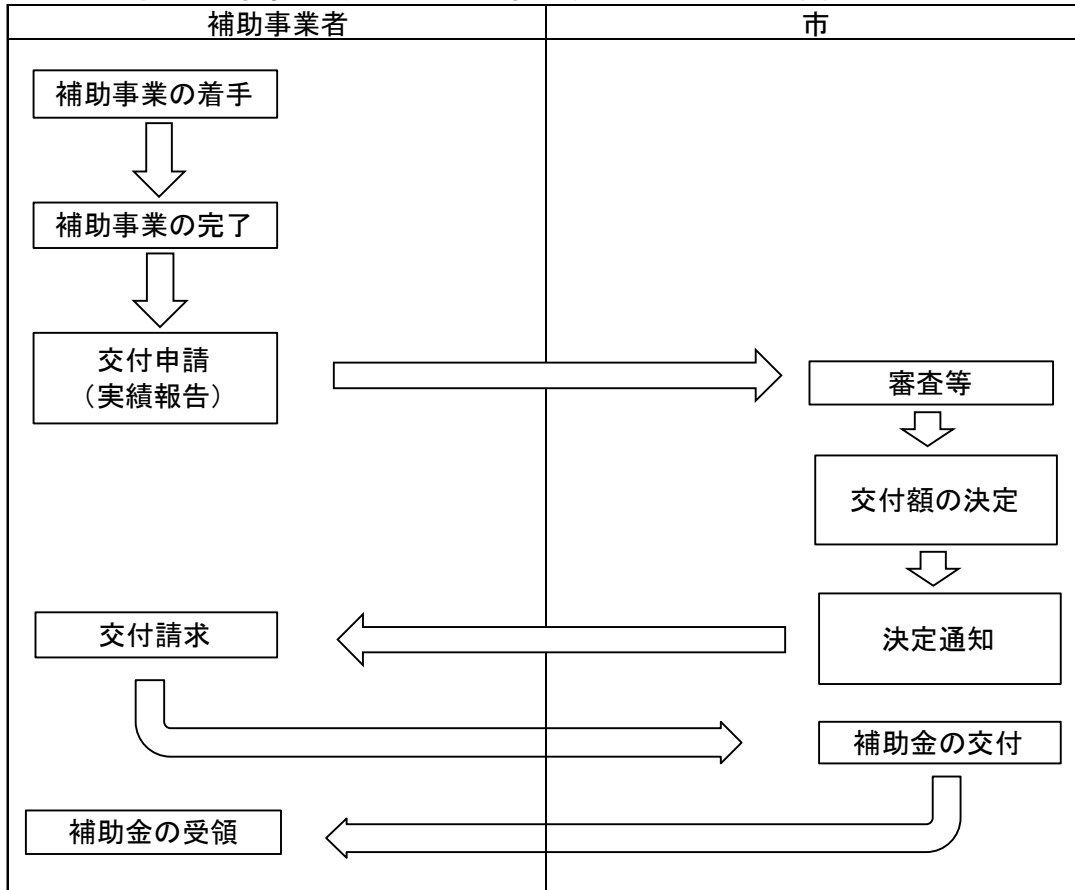


〔 〕は、必要に応じて行う手続である。
概算払したものは、年度末までに精算を要す。

(2) 補助事業完了後に交付決定をする場合

補助金額が比較的少額で、申請件数が多数にのぼり、補助対象経費が絞られて把握が容易である場合には、事業完了後に補助申請を受け、補助決定をすることがある。補助事業者にとっては、結果として補助事業の実績報告をする必要がなく、市にとっては補助金等の額の確定事務を行う必要がなくなるので、事務の効率化につながる。

補助金等交付事務の流れ(補助事業完了後に交付申請)



4 補助金等の交付状況

(1) 会計別款別の交付状況

平成30年度の会計別款別の交付状況は、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：件、円)

款	件数	額
議 会 費	1	7,890,139
総 務 費	33	381,925,359
民 生 費	43	273,422,168
衛 生 費	22	343,366,412
労 働 費	9	16,154,445
農 林 水 産 業 費	41	690,061,109
商 工 費	27	335,782,822
土 木 費	6	6,841,800
消 防 費	3	5,791,140
教 育 費	55	307,816,507
計	240	2,369,051,901

(地方卸売市場特別会計)

款	件数	額
卸 売 市 場 費	1	1,000,000

(一般会計＋特別会計)

区 分	件数	額
合 計	241	2,370,051,901

一般会計は240件、23億6,905万1,901円で、補助金等の件数は、教育費の55件が最も多く、以下、民生費43件、農林水産業費41件の順となっている。

また、補助金等の額が最も大きいのは、農林水産業費の6億9,006万1,109円で、このうち66.4%の4億5,804万1,000円は畜産・酪農収益力強化整備補助金である。以下、総務費3億8,192万5,359円、衛生費3億4,336万6,412円となっている。

地方卸売市場特別会計は、さかなまつり開催費補助金で、一般会計と特別会計を合わせた補助金等は241件、23億7,005万1,901円となっている。

(2) 所管部等別交付状況

平成30年度の所管部等別の交付状況は、次のとおりである。

(一般会計+特別会計)

(単位：件、円)

部	等	件数	額
行政	管理部	4	11,578,333
地域	振興部	39	225,086,920
環境	生活部	22	286,909,223
福祉	医療部	30	315,879,723
こども	健康部	23	245,869,428
経済	産業部	68	997,218,464
建設	部	2	3,169,000
都市	整備部	6	219,687,438
中心市街地	整備部	1	892,800
熊毛	総合支所	1	500,000
消防	本部	2	1,502,140
教育	部	42	53,868,293
議会	事務局	1	7,890,139
計		241	2,370,051,901

補助金等の件数は、経済産業部の68件が最も多く、以下、教育部42件、地域振興部39件の順となっている。

また、補助金等額でも経済産業部が9億9,721万8,464円で最も大きく、以下、福祉医療部3億1,587万9,723円、環境生活部2億8,690万9,223円となっている。

5 事前調査

平成30年度に交付された13部33課等の241件の補助金等について、調査票を配付し、回答を求めた。その集計結果の概要は、次のとおりである。

なお、中山間地域移住者受入体制整備補助金については、補助対象経費や補助金額の算定方法などにより、空き家改修支援事業、家財道具等処分支援事業及び空き家掘起し活動支援事業の三つに区分して回答があったことから、以下補助金等の件数を243件として集計等を行った。

(1) 補助金等の概要について

① 補助金等の性質

補助金等の性質は、その用途などにより、団体の運営に対する「運営費補助」と特定の事業に対する「事業費補助」に大きく区分されるが、「事業費補助」をさらに「施設等整備」、「イベント等開催」、「保証料」、「利子補給」及び「その他」に区分すると、次のとおりである。

区 分	補助金等の件数		補助金等の額	
	件数	割合(%)	額(円)	割合(%)
運 営 費	91	37.5	861,523,557	36.3
施 設 等 整 備	28	11.5	831,587,104	35.1
イ ベ ン ト 等 開 催	38	15.6	58,963,737	2.5
保 証 料	1	0.4	36,590,097	1.5
利 子 補 給	7	2.9	20,256,367	0.9
そ の 他	78	32.1	561,131,039	23.7
計	243	100.0	2,370,051,901	100.0

補助金等の件数は、運営費が91件の37.5%で一番多く、以下、その他78件(32.1%)、イベント等開催38件(15.6%)の順になっている。

また、補助金等の額は、運営費が36.3%の8億6,152万3,557円で一番多く、以下、施設等整備8億3,158万7,104円(35.1%)、その他5億6,113万1,039円(23.7%)の順になっている。

② 補助金等の財源

補助金等の財源により、「国・県事業」、「国・県事業+継足し単独」及び「単独事業」に区分すると、次のとおりである。

区 分	件数	割合(%)
国 ・ 県 事 業	36	14.8
国・県事業+継足し単独	17	7.0
単 独 事 業	190	78.2
計	243	100.0

単独事業が、190件の78.2%となっている。なお、「継足し単独」は、「国・県事業」に市が独自に補助金額を上乗せしたり、補助対象経費を拡大するものを言う。

③ 補助金等の開始年度等

補助金等の交付開始年度により区分すると、次のとおりである。

区 分	件数	割合(%)
平成 14 年度 以前	85	35.0
平成 15 ～ 20 年度	69	28.4
平成 21 ～ 25 年度	33	13.6
平成 26 ～ 30 年度	47	19.3
回 答 な し	9	3.7
計	243	100.0

合併以前の平成14年度までに補助を開始しているものが85件(35.0%)と最も多く、次に合併直後の「平成15年度～20年度」の69件(28.4%)となっている。

また、補助金等の終期を設定しているのは、30件(12.3%)であった。

④ 補助金等の対象

補助金等の具体的な対象経費を施設や備品の整備とする「ハード」、それ以外の「ソフト」及びその両方を対象とする「ハード+ソフト」に区分すると次のとおりで、「ソフト」が200件の82.3%となっている。

区分	件数	割合(%)
ソ フ ト	200	82.3
ハ ー ド	28	11.5
ソ フ ト + ハ ー ド	15	6.2
計	243	100.0

⑤ 補助金等の交付決定時期

補助金等の交付決定は、通常、補助事業着手前に行われるが、補助事業完了後の場合もある。交付決定時期を「補助事業開始前」、「補助事業開始～終了前」及び「補助事業終了後」に区分すると、次のとおりである。

区 分	件数	割合(%)
補 助 事 業 開 始 前	121	49.8
補助事業開始～終了前	87	35.8
補 助 事 業 終 了 後	35	14.4
計	243	100.0

「補助事業開始前」が121件の49.8%で、次に「補助事業開始～終了前」の87件(35.8%)となっている。補助事業を開始した後、事業終了までに交付決定をする理由としては、「4月1日から事業に着手するため」や「団体の総会で予算決定し、申請を行うため」などが挙げられている。

⑥ 補助金等の交付方法

補助金等の交付については、原則、補助事業完了後に交付する「実績払」であるが、補助事業の目的又は内容の性格上適当と認められるとき(交付規則第19条第3項)は、補助事業完了前に交付する場合がある。

補助事業完了前に補助金等を支出する方法として、「概算払」と「前金払」があるが、「概算払」は額が確定していないとき、「前金払」は額が確定しているときに支払うものである。したがって、「概算払」は必ず精算を伴うものであるが、「前金払」は、原則、精算を行わない。

「実績払」、「概算払」及び「前金払」に区分すると、次のとおりである。

区 分	件数	割合(%)
実 績 払	83	34.2
概 算 払	149	61.3
前 金 払	11	4.5
計	243	100.0

「概算払」が149件の61.3%となっているが、これは、概算で早めに資金を手当てし、補助事業を円滑に進め、その目的を達成させるとの考えによるものと思われる。

(2) 補助金等額の推移等について

① 補助金等の額の推移

平成30年度に交付した補助金等の額の動向を、平成28年度から令和元年度までの予算及び平成28年度から30年度までの決算について、前年度比較ですべて同額のもの、すべて増額のもの、すべて減額のもの及びそれ以外のものに区分すると、次のとおりである。

予算（平成28年度～令和元年度）

区 分	件数	割合(%)
同 額	66	27.2
増 額	8	3.3
減 額	20	8.2
上 記 以 外	149	61.3
計	243	100.0

決算（平成28年度～平成30年度）

区 分	件数	割合(%)
同 額	60	24.7
増 額	33	13.6
減 額	39	16.0
上 記 以 外	111	45.7
計	243	100.0

予算、決算とも、25%程度は、直近の交付額が同額で推移している。

② 補助金等の財源内訳

補助金等の財源における一般財源の割合により区分すると、次のとおりである。

一般財源の割合(%)	件数	割合(%)
0～20未満	11	4.5
20～40未満	11	4.5
40～60未満	18	7.4
60～80未満	6	2.5
80～100	197	81.1
計	243	100.0

「80%から100%」が197件の81.1%で、そのうち、すべて一般財源のものが193件(79.4%)である。また、「0%から20%未満」の11件のうち、一般財源のないものが10件(4.1%)となっている。

③ 補助割合

補助対象経費に対する補助金等の額の割合(補助割合)により区分すると、次のとおりである。

補助率(%)	件数	割合(%)
0～20未満	32	13.2
20～40未満	29	11.9
40～60未満	63	25.9
60～80未満	19	7.8
80～100	100	41.2
計	243	100.0

補助割合の「80%から100%」が一番多く100件(41.2%)で、次に「40%から60%」が、63件(25.9%)である。なお、補助割合が100%のものは、79件の32.5%となっている。

補助割合については、交付基準で、新規・見直しに当たっては原則2分の1以内にとされているが、補助金204件のうち、補助割合が2分の1を超えるものは97件(47.5%)となっている。市の施策を推進するために、積極的に支援する必要があったものと思われるが、いわゆる例外が半数近くにのぼっており、交付基準の見直しや基準適用の徹底が必要と思われる。

(3) 交付要綱等について

① 交付要綱の制定状況

交付要綱の制定状況を集計すると、次のとおりである。

区分	件数	割合(%)
制定	198	81.5
未制定	45	18.5
計	243	100.0

交付要綱を制定していないものが45件(18.5%)あるが、1回限り交付するものを除き、補助金交付の審査における、公益性の判断の適正性や公平性、透

明性を確保するためにも、交付対象者や補助対象経費、補助金額の算定方法等を定めた交付要綱の制定は必要である。

② 交付要綱等の内容

交付要綱に、補助金等の目的、対象経費、補助割合、上限額、終期及び消費税等の調整の規定状況を集計すると、次のとおりである。

区 分		規定	未規定	計
目 的	件 数	193	5	198
	割合 (%)	97.5	2.5	100.0
対 象 経 費	件 数	184	14	198
	割合 (%)	92.9	7.1	100.0
補 助 割 合	件 数	131	67	198
	割合 (%)	66.2	33.8	100.0
上 限 額	件 数	130	68	198
	割合 (%)	65.7	34.3	100.0
終 期	件 数	16	182	198
	割合 (%)	8.1	91.9	100.0
消 費 税 等 の 調 整	件 数	3	195	198
	割合 (%)	1.5	98.5	100.0

(4) 事務手続等について

① 交付申請書及び添付書類

交付申請書には、審査に必要な添付書類の提出を求めており、その内訳は、次のとおりである。

添 付 書 類	事 業 計 画 書	収 支 予 算 書	前 年 度 決 算 書	実 施 設 計 書 (工 事)	そ の 他
件 数	195	182	128	5	86

提出された添付書類は、補助事業の具体的内容を示した事業計画書が最も多く、次に、資金計画を示した収支予算書である。また、添付書類の組み合わせとしては3種類が多い。その他は、団体の会則や領収書等である。

添付書類の種類数	件数	割合 (%)
0	1	0.4
1	48	19.7
2	51	21.0
3	127	52.3
4	15	6.2
5	1	0.4
計	243	100.0

② 交付決定における審査

補助金等の交付決定に際しては、「法令及び予算で定めるところに適合するか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定が正しいか等を調査」（交付規則第6条第1項）することとされている。

審査の方法により区分すると、次のとおりである。

審査の方法	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他
件数	243	59	20	8

すべての補助金等について書類審査が行われ、必要に応じて、ヒアリングや現地調査が実施されている。

③ 交付決定通知書及び交付条件

補助金等の交付決定通知に際して、補助金等の目的外使用の禁止や、交付規則第7条第1項で定められた執行計画変更等の承認条件を付すことになっているほか、必要に応じて追加することができることとされている。資産の処分制限については3件、消費税等に係る報告については2件の追加条件が付されている。

④ 遂行状況の報告

交付規則第14条では、「補助事業者は、市長が別に定めるところにより、補助事業等の遂行状況を市長に報告しなければならない。」とされており、50件について報告を求めている。補助期間が長期に及ぶ場合には、補助金等の交付決定に付した条件に従って補助事業等が適正に遂行されているか、確認する必要がある。

⑤ 実績報告書及び添付書類

補助金等の実績報告書には、審査に必要な添付書類の提出を求めており、その内訳は、次のとおりである。

添付書類	事業実績書	収支決算書	決算書	支出証憑書類	その他
件数	186	167	26	58	33

(注)・「決算書」は、補助事業者(団体)が実施する他の事業を含めた全体の決算書である。

添付書類の種類数	件数	割合 (%)
0	1	0.5
1	13	6.3
2	125	61.0
3	57	27.8
4	9	4.4
5	0	0.0
計	205	100.0

補助事業終了後に補助申請されるもの等を除き、205件の補助金等について実績報告書が提出されているが、補助事業で実施した具体的内容を示した事業実績書が最も多く、次に、資金収支を示した収支決算書となっている。

支出証憑書類の提出は58件と少ないが、実績報告書の審査に当たっては、実際に事業計画により補助事業が行われたのか確認するとともに、収支予算に沿って支出された補助対象経費の額を確認することが重要であることから、原則として、収支決算書だけでなく、領収書等支出証憑書類の提出を求めることとすることによって、支出内容の確実性も担保される。

添付書類の組み合わせとしては2種類が全体の61.0%と最も多く、前表の添付書類内訳から、事業実績書と収支決算書によるものと推測される。

⑥ 実績報告に係る審査

補助金等の額の確定に際しては、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査」(交付規則第17条)することとされている。審査の方法により区分すると、次のとおりである。

審査方法	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他
件数	205	45	18	0

すべての補助金等について書類審査が行われ、必要に応じて、ヒアリングや現地調査が実施されている。現地調査は18件であるが、施設や備品の整備費を補助対象経費に含めるときは、証拠写真の提出や現地調査により、現物を確認する必要がある。

⑦ 確定通知書

補助事業終了後に補助申請されるもの等を除き、205件の補助金等について実績報告書が提出されているが、このうち確定通知書を通知しているのは198件である。確定通知書は、補助事業が適正に行われたことを踏まえて補助金額を確定したことを補助事業者に知らせるものであり、通知する必要がある。

(5) 効果の測定、評価等について

① 効果の測定と指標

補助金等は、補助事業者が行う特定の活動に公益性があり、一定の効果を期待して支出されるものである。また、補助の内容等が硬直化しやすことから、その効果を測定、評価することで、継続的に見直しを行う必要がある。

効果を測定しているのは106件で、そのうち具体的な指標を定めているのは95件である。このうち、目標とする具体的な数値を定めた指標、いわゆる定量的指標と、目標とする状態を定めた定性的指標に区分すると、次のとおりである。

区 分	件数	割合 (%)
定 量 的 指 標	91	95.8
定 性 的 指 標	4	4.2
計	95	100.0

② 今後の方向性

補助金等の今後の方向性について、「維持」、「見直し」、「廃止」に区分すると次のとおりで、9割近くが「維持」となっている。

区 分	件数	割合 (%)
維 持	216	88.9
見 直 し	17	7.0
廃 止	10	4.1
計	243	100.0

また、直近の見直し時期について集計すると、直近の5年間で47件について見直しが行われている。

見直し時期	件数	割合 (%)
平成27～令和元年度	47	75.8
平成22～26年度	8	12.9
平成21年度以前	7	11.3
計	62	100.0

③ 取得資産の確認

補助金等を財源に整備等した施設や備品については、取得の実績はもちろん、補助年度以降、耐用年数期限内においても当初の目的に沿って利用されていることが補助事業の目的達成につながることから、適正な管理がなされているか、確認する必要がある。

補助対象経費に施設整備や備品購入が含まれる補助金97件のうち、確認を行っているものは41件に留まっており、適正利用の確認の徹底が必要である。

④ 補助事業者の事務

補助事業の中には、特定の事業を積極的に支援するため、補助金等の交付に加え、市の職員が当該事業の事務を行っているものがある。平成30年度では32件で、このうち28件は、補助事業者の現金の出納や管理といった経理事務も行っている。この場合、補助事業者の補助金等交付申請と市の補助金等交付決定という相反する双方の事務に関与することになるため、より一層、補助金等の交付決定や額の確定における審査を適正に行うことが求められる。

(6) 事前調査結果のまとめ

以上、事前調査結果を踏まえて、特に、次のことを検討されたい。

① 交付要綱の制定

個別の具体的な補助対象者や補助対象経費等を交付要綱で定めているが、交付要綱を定めていない補助金等がある。対象事業の透明性の確保や事務の効率化を図る上からも制定されたい。

② 交付要綱の見直し

交付要綱が定められていても、その内容に具体的な補助対象経費や補助割合が定められていないもの、補助事業の軽微な変更に係る上限枠が設けられていないもの、帳簿等の保存年限が定められていないものも多く見受けられる。交

付要綱を定める意義を理解され、標準的な記載例を示すなどして全庁的な見直しを検討されたい。

③ 交付条件の検討

補助金等がその目的に沿って活用されるよう、補助金等の目的外使用の禁止や、交付規則第7条第1項で定められた条件を付して交付決定をされているが、補助の内容（補助対象者や補助対象経費）によっては、資産の処分制限や消費税等に係る報告等についても追加するよう検討されたい。

このうち、消費税等に係る報告については、消費税等の課税事業者が補助金の交付を受けながら、他方でその対象経費中の消費税等相当額を消費税等の算定において仕入控除税額として取り扱うことは、消費税等相当額に関して補助と還付の二重の受給となり、補助金等の額から消費税等相当額等を減額する調整を行う必要があることから、消費税等の申告により仕入控除税額が確定した場合に報告を求めるものである。

④ 後年度も含めた現物の確認

補助事業が事業計画に沿って行われているか、その事業遂行のために支出した経費を確認することは、補助金額等を確定させる上で重要な作業である。現行では、事業実績書や収支決算書での書類による審査が主流のようであるが、補助対象経費が施設等整備費や備品購入費となる場合は、現物を確認するようになされたい。特に、耐用年数が1年を超えるものについては、耐用年数の期間中、補助目的どおりに使用されることを前提として補助金等が交付されていることから、補助金等交付年度以降も定期的に確認する仕組みを作り、徹底されたい。

⑤ 支出額の確認

補助対象経費の支出額は、その概略が示された収支決算書だけでなく、領収書等支出証憑書類で確認することを原則とし、補助対象者が団体である場合は、当該団体の帳簿等での確認や当該事業に対する内部監査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

⑥ 効果の確認

補助金等については、事前調査結果からもわかるように、一旦、制度がつくられると長期に継続され、その内容が硬直化しやすい傾向にある。限られた財源の中で、高まる行政需要に、的確かつ公平に対応するには、指標の設定⇒効果測定⇒測定結果の分析と自己評価⇒課題の明確化⇒対応策の策定というサイクルで、継続的に評価し、改善していく必要がある。

そのためには、まず、効果を測定する具体的な指標、できれば数値指標を設

定することが必要で、これにより、事業の客観的な評価が可視化できると考えられる。

また、現行で、交付要綱に終期を設定している補助金等は少数であるが、見直しを担保するために有効な方法のひとつと考えられるので、見直し時期や終期設定の拡大を検討されたい。

6 抽出調査

平成30年度に交付された241件の補助金等の中から、次の基準により65件を抽出し、補助金等の交付決定及び額の確定の事務処理が、交付規則及び各交付要綱に沿って適切に行われているかを主眼に、関係書類の提出を求め、書類の確認及びヒアリングを実施する方法で、さらに詳細な監査を実施した。

(1) 抽出基準について

抽出基準については、補助制度の独自性、重要性を考慮して次のとおり設定した。(36ページの「資料3 補助金等抽出分一覧表」参照)

- ① 補助金等の財源が市単独もの。
- ② 平成30年度決算において、交付一件当たりの額が100万円以上のもの。
- ③ 交付先が団体となっているもの。
- ④ 公営企業に対するものは除く(国の公営企業に対する繰出基準に関連するため)。

なお、同一の補助金等で、交付一件当たりの額が100万円以上のものが複数あるものについては、原則として、最も高額な交付先のものを対象とした。

(2) 指摘(改善要望)事項(共通的事項)について

監査の結果、複数の補助金等について改善を要するものの概要は、次のとおりである。今回抽出したもの以外の補助金等についても該当するものがあると思われるので、全体的な調査を実施され、適切な対応をとるよう検討されたい。

① 補助申請及び実績報告の審査

交付決定や補助金等の額の確定の決裁において、伺に「決定し通知してよろしいか」や「確定してよろしいか」、「審査の結果、適正と認められたので」と記載されている。これでは、審査が行われているのか、またどのような審査が行われているのか、不明である。

補助金等は、特定の市民や団体等が実施する事業や活動に、公益上の必要性を見出し、財政的な援助を行うものであることから、市が補助金等を交付する場合は、事業内容が公益性を有しているかのほか、交付対象者の適格性や事業経費、補助金額の妥当性について、説明責任を果たさなければならない。

そのため、市は、手続の透明性、適正性など補助金等の交付の基本事項を定めた交付規則を制定するとともに、具体的な事業については交付要綱を制定し、交付対象者や事業経費、補助金額等を個別に規定している。

こうしたことから、交付決定等に際しては、定められている規則、要綱を適

切に運用することが重要となるので、交付要綱に適合する事業内容や対象者、経費、補助金額、支払方法といったことなどを審査内容とするチェックリストを作成し、審査することが有用となる。「コンベンション開催補助金」（抽出調査対象外）は、申請書の記載事項や添付書類、補助要件等の具体的な審査項目を示したチェックリストを作成し、審査を行っているので、参考とされたい。

また、担当職員の異動等も考慮し、補助金等の交付手続き全般にわたる事務マニュアルの作成も、チェックリストの運用とともに、補助要件の適用や交付事務手続の誤りを防ぐことができ、公平で適正な事務の執行につながるものと考ええる。

② 余剰金の処理

補助金等の交付を受けて実施された補助事業において、結果として余剰金が発生している場合がある。この余剰金については、交付基準に「団体の決算による繰越金(剰余金)が、補助額と比較し過大でないこと。」としているのみで、交付規則やそれぞれの交付要綱に具体的な定めがないため、取り扱いがまちまちになっている。

多くの場合、交付した補助金額に見合う額以上の補助対象経費が支出された状況で余剰金が発生しているため、所管課は、余剰金が補助事業の実施で得た収入等、つまり自主財源によるものとの認識で、補助金の減額を行っていない。

一方、補助金 204 件のうち、補助割合が交付基準で定められた 2 分の 1 を超えるものは 97 件 (47.5%) となっている現状がある。

財政的支援という補助金等の性格上、まず、補助事業の実施に伴い得た収入を経費に充て、不足分を補助金等で賄うのが原則であり、したがって、交付要綱等に「補助事業の実施に要する経費から、補助事業に係る収入の合計を差し引いた金額を補助金額の上限とする。」のような規定を設けることを基本とされたい。その上で、補助の目的や補助事業の内容、実際の補助率などにより、余剰金の必要性について、個別に判断すべきであると考ええる。

③ 交付先団体の経理事務を所管課が行う場合

補助金等の交付の財政的支援に加え、人的支援として、補助金等を所管する部署(課)で団体の事務局を担い、経理事務を行っている実態がある。補助事業を円滑に進めることができ、不測の事態にも機動的に対応できる半面、補助金等を交付する側と補助金等を活用する側が同じとなることから、補助金等の適正な審査を担保することが大切となる。

また、本来、市が支出すべき経費を交付先団体が支出している事案も見受けられ、市と団体での支出区分が曖昧になり易いのではないかとと思われる。

したがって、事前に市と団体の事業を明確にした上で、補助金等交付に係る審査等を行う者と、団体の事務局を担う者とを分け、前述の事業内容や対象者、経費、補助金額、支払方法といったことを内容とするチェックリストによるなど、客観的な審査をすることや、団体に対して自主運営能力の向上のための助言、指導を行い、将来的に当該団体の自立を促すことも必要である。

なお、平成 28 年度の行政監査「公金以外の現金等の取扱いについて」で、入出金調書や出納簿を作成するよう指摘しているが、一部の部署で作成されていないものがあった。

④ 補助事業等変更申請

実績報告書（収支決算書）で、事業費が減額となっていたり、当初とは異なる経費が支出されているものがある。交付申請に添付された事業計画書、収支予算書の内容に変更があった場合には、交付規則第 12 条で「補助事業者は、補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業等変更申請書（別記第 4 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されている。

変更申請を求めない軽微な変更の基準を定めるとともに、これ以外のものについては、交付条件として変更申請の提出を求め、改めて補助金等の額の妥当性を審査すべきである。

⑤ 実績報告書に添付される収支決算書等（補助対象経費の確認）

実績報告書や確定通知書の「補助事業費等の経費精算額」は、当該補助事業費から補助対象外経費を控除した金額を記載するものとされている（財政課長会計課長発平成 19 年 6 月 14 日付け事務連絡「補助金等交付事務に係る留意事項について」）。しかし、実績報告書の「補助事業費等の経費精算額」に事業費全額を記載しているものが見受けられるほか、市が作成する確定通知書の該当欄にも同額を記載しているものがあり、実績報告の審査において、補助対象事業費が十分に確認されていないのではないかとと思われる事例が見受けられる。

今後は、より一層、事務の適正性と透明性を確保するために、実績報告書や確定通知書の記載方法を周知するとともに、収支決算書において補助対象経費が明らかになるよう様式の工夫等をされ、確実な審査に努められたい。

また、団体への補助の場合、補助の必要性を判断するため、団体全体の財政状況のわかる資料の提出を求めることも検討されたい。

(3) 指摘（改善要望）事項（個別事項）について

監査の結果、個別の補助金等について、次のとおり改善を要するものがあるので、適正かつ効率的、効果的な事務執行となるよう検討されたい。なお、（ ）内は補助金等の所管課等である。

① 職員共済会交付金（行政管理部人事課）

当該交付金は、職員の福利厚生及び相互扶助のため設置された周南市職員共済会に対するもので、このうち、特定の事業（夏祭り参加）に対するものについて、事業終了前に「前金払」で支出されている。事業終了後に精算処理がされており、交付決定時には事業費及びそれに伴う交付金額は確定していないことから、「概算払」によるべきである。

② 文化協会活動費補助金（地域振興部文化スポーツ課）

当該補助金は、周南文化協会に対するもので、平成 30 年度は、通常の運営費に加え、市民芸術文化祭開催費の補助金が交付されており、周南文化協会では、それぞれ一般会計と特別会計で受け入れられている。

周南文化協会の収支決算書によると、運営費の補助対象となっている一般会計の地区文化祭交付金及び積立金が特別会計に繰り出され、市民芸術文化祭開催費の財源の一部となっている。結果として同一事由に対して重複して補助されており、透明性や経済性、効率性の観点から不適切である。

③ 企画展覧会開催費補助金（地域振興部文化スポーツ課）

当該補助金は、公益財団法人周南市文化振興財団が美術博物館で開催する企画展覧会の事業費を補助するもので、平成 30 年度は「ひつじのショーン展」が対象となっている。決算書によると、入場料等企画展収入が実績で交付申請時より約 350 万円の増額となっており、相当額について消耗品費を増額等されている。このように経費の配分等が大きく変わる場合には、交付規則第 12 条第 1 項により、「遅滞なく補助事業等変更申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」とされているが、申請書は提出されていない。

今後、こうした場合における変更申請書提出の必要性を周南市文化振興財団に周知され、改めて補助金額の妥当性等について審査するようにされたい。

④ 周南市体育協会運営費補助金（地域振興部文化スポーツ課）

公益財団法人周南市体育協会の収支決算書等によると、他団体に対する負担金が支出され、当該補助金の補助対象経費とされているが、交付基準では、「他団体への負担金等を除く」とされているので、見直しをされたい。

- ⑤ 周南観光コンベンション協会運営費補助金
 冬のツリーまつりLED設置補助金
 サンフェスタしんなんよう開催費補助金
 周南みなとまつり開催費補助金
- } (地域振興部観光交流課)

周南観光コンベンション協会運営費補助金は「一般社団法人周南観光コンベンション協会運営費補助金交付要綱」の、また、冬のツリーまつりLED設置補助金、サンフェスタしんなんよう開催費補助金及び周南みなとまつり開催費補助金は「周南市観光イベント事業に係る補助金交付要綱」の、いずれも第4条で補助率を運営事業経費あるいは補助対象経費の2分の1以内を原則とし、例外として、市長が特別に必要と認めるものはこの限りではないと規定している。周南観光コンベンション協会運営費補助金の補助率は68.1%で、冬のツリーまつりLED設置補助金、サンフェスタしんなんよう開催費補助金及び周南みなとまつり開催費補助金は、それぞれ85.3%、62.2%、58.0%となっており、いずれも2分の1を超えている。例外規定を適用されているものと思われるが、その理由については、交付決定及び額の確定の決裁文書には見当たらなかった。事務執行の適正性及び透明性を担保する上からも、特別に必要と認められる理由を明記されたい。

⑥ 人権啓発推進事業費補助金（環境生活部人権推進課）

「周南市人権啓発推進事業費補助金交付要綱」によると、大会等派遣事業に要する経費として、周南市旅費条例の規定に準じて算定等した額を補助することになっている。交通費の場合、往復割引を適用しない額で算定し、交付されているが、市の旅費は往復割引を適用して支給されているので、見直しを検討されたい。

⑦ 重度心身障害児施設建設費補助金（福祉医療部障害者支援課）

障害者支援施設「鹿野学園」第二成人部改築費補助金（同）

いずれの補助金も、福祉施設の建設に伴う借入金の元利償還金の一部を補助している。毎年度、当年度分の交付申請がなされ、交付決定の処理がされているが、債務負担行為を設定されているのであるから、当初、補助金総額について交付申請をさせ、交付決定を行い、それ以降の年度は償還済であることがわかる書類を添付して交付請求書を提出させ、支出処理をするべきである。

⑧ 児童の居場所づくり交付金（こども健康部次世代支援課）

当該交付金は、櫛浜市民センターにおける児童の居場所づくりに関する業務に対するもので、事業終了前に「前金払」で支出されているが、事業終了後に精算処理がされており、交付決定時には事業費及びそれに伴う交付金額は確定

していないことから、「概算払」によるべきである。

⑨ 徳山商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金（経済産業部商工振興課）

当該補助金の実績報告書に添付されている決算積算明細書によると、他団体会議懇親会費が計上され、補助対象とされている。「周南市商工団体等活動支援事業に係る補助金交付要綱」では明確に補助対象経費とはされておらず、交付基準では懇親会費を補助対象外経費とするとされているので、補助金額の確定事務では慎重に審査されたい。

⑩ 周南ふるさとふれあい物産展開催費補助金（経済産業部商工振興課）

当初の事業費 430 万円が約 210 万円に減額となったことから、補助率が 23.2%から 47.5%となり、経費配分が大きく変わっているが、交付規則第 12 条に定める補助事業等変更申請書が提出されていない。こうした場合における変更申請書の提出の必要性を周知されたい。

また、同時に開催されている農商工連携フェスタに係る収入は別になっているとのことであるが、農商工連携フェスタ分を含めた収支状況の提出を求め、補助金額の妥当性を判断するようにされたい。

⑪ 中心市街地商業活性化補助金（経済産業部商工振興課）

当該補助事業のうち、テナントミックス推進事業は中心市街地に新規出店する経費の一部を補助するもので、徳山商工会議所（周南市中心市街地活性化協議会）を介した間接補助金である。徳山商工会議所で定めた中心商店街テナントミックス推進事業費補助金交付要綱に適合しなくなった店舗に係る補助金の返還を求められているが、そうすると、補助金を活用し、出店した店舗の現状報告を求めることを交付条件とする必要があると考えられるので、追加することを検討されたい。

平成 29 年度に補助対象店舗分の一つについて返還を求められているが、徳山商工会議所は当該店舗に補助金を支出していないとのことであるから、平成 29 年度分は当該金額分を減額して確定し、概算払となっていた当該金額分の返還を求めるべきであったので、留意されたい。

⑫ 周南市地域公共交通会議交付金（都市整備部都市政策課）

当該交付金は「周南市地域公共交通会議」に対するもので、所管課で経理を含む事務が処理されている。当初予定していた収入が見込めなくなったことから、事業内容や事業費の見直しが行われているが、交付規則第 12 条に定める補助事業等変更申請書が提出されていなかった。

また、交付対象経費に「ちょい乗り100円バス」や「すがねスマイル号」の本格運行の準備に係る経費（乗り場標識、時刻表、ラッピング、バス停表示の作成経費）が含まれていたが、本来、市が直接支出すべきものと思われる。

今後は、市と協議会との経費負担を適正に行い、事務執行されたい。

⑬ 永源山公園つつじ祭り交付金（都市整備部公園花とみどり課）

当該交付金は「永源山公園つつじ祭り実行委員会」に対するもので、所管課で経理を含む事務が処理されている。実行委員会では、プロジェクター（耐用年数5年）及び発電機（耐用年数6年）を購入され、イベントで利用された後、事務局である所管課で保管されている。

備品購入については、当該交付金が単年度の経費を対象としていることや、短期間のイベントで利用されるものであり、経済性、効率性の観点から、まずは、レンタルや市所有物の貸出しによる対応を検討されたい。

⑭ 消防団員共済会交付金（消防本部消防総務課）

当該交付金は、共済会理事等の意見交換会の経費について交付対象とされている。食糧費については、その公益性や適格性の説明責任を強く求められるものであり、補助金においては、交付基準により、懇親会費は対象外とされている。交付金ではあるが、当該団体の理事等構成員のみを対象とした意見交換会の経費であることから、交付対象とするのは不適切と考える。

⑮ 子ども会活動費補助金（教育部生涯学習課）

当該補助金は「周南市子ども会育成連絡協議会」の運営費を補助対象とし、その一部がわんぱく船実行委員会へ支出されている。一方で、市からは別途、わんぱく船開催費補助金が交付され、結果として同一事由に対して重複して補助されており、透明性や経済性、効率性の観点から、不適切である。

⑯ 小中学校文化体育部中国・全国大会出場費補助金（教育部学校教育課）

当該補助金は、「周南市学校文化体育部中国・全国大会出場費補助金交付要綱」で、大会に出場する児童生徒及び引率教員を補助対象者とし、中学校体育連盟が事業終了後、補助申請され、中学校体育連盟に交付されている。

大会出場児童生徒及び引率教員の交通費、宿泊費等は、大会出場時に各学校管理の体育文化後援会費より一時的に対応し、当補助金の交付決定後に各学校に配分し、それぞれの体育文化後援会費に戻されているとのことである。

現行の交付要綱では、補助対象者である児童生徒及び引率教員の受領委任が必要となるが、その手続がされていない。事務処理上の効率性や補助対象者としての適格性等を考慮し、実態に応じた要綱の改正も検討されたい。

⑰ 全国中学校体育大会（ハンドボール）開催費補助金（教育部学校教育課）

補助申請書、実績報告書及び確定通知書の補助対象金額欄に、補助対象外経費である食糧費分を含めた記載がされていた。「補助金等交付事務に係る留意事項について」を確認され、適正に審査されたい。

また、当初予定した収入や経費が大幅に減額となり、補助事業費等の内容や経費の配分に大きな変更があったにもかかわらず、交付規則第 12 条に定める補助事業等変更申請書が提出されていなかった。本来であれば、提出を求め補助金額の妥当性について検討すべきものであるので、今後、こうした場合には変更申請書の提出が必要である旨、交付決定の際に周知されたい。

⑱ 政務活動費補助金（議会事務局）

当該補助金は、会派の口座に入金し経理処理されており、利息が生じている。当該預金利息については、預金が会派の所有に属することから、市は、返還を求めることはできないとされている。しかし、将来的に金利が上昇したとき、問題提起がなされることも考えられることから、利子を収入として計上するか、利子の発生しない預金を利用することを検討されたい。（平成 31 年 2 月全国市議会議長会「政務活動費に関する Q&A（参考指針）」参照）

第8 まとめ

補助金等は、市が公益上の必要性を見出して特定の個人や団体に対し、対価を求めず一方的に支出するものであることから、毎年度交付される団体等にとっては既得権化されやすく、市の担当職員にとっても、交付事務等がマンネリ化する恐れがある。

このため、時代の変遷とともに社会経済情勢や市民ニーズが変化していく中、担当部署はその公益性を絶えず検証し、限られた財源が真に必要な事業に振り向けられるよう、常に努める必要がある。

また、補助金等の交付に当たっては、特定の団体等に財政支援を行う性質上、事業の公益性にとどまらず、交付対象者の適格性や事業経費、補助金額の妥当性、市の交付手続の透明性や適正性を明らかにし、市民への説明責任を果たさなければならない。

本市は、平成の大合併で山口県内初の新市として誕生し、県勢をけん引する産業都市として発展してきたが、市域の拡大や少子高齢化の急速な進展などにより、地域課題や行政需要はさらに多様化し、増大していくものと予見され、市民と行政の協働によるまちづくりに資する補助金等の役割は、今後ますます重要になってくるものと考えられる。

最少の経費で最大の効果を生む行政運営の視点に立ち、公正で効率的な補助金等交付事務の仕組みづくりについて、改めて検討されることを望むものである。

資 料 編

補助金等調査票

1 概要

①	補助金等の名称			
②	所管部・課			
	担当・担当者・電話			
③	補助金等の目的			
④	補助金等の性質 (その他の内容)			
	財源 (継差し単独の内容)			
⑥	根拠法令等の名称			
⑦	交付要綱の名称			
⑧	補助開始年度	西暦	年度	(不明確)
⑨	補助終了予定年度	西暦	年度	(無:理由)
⑩	交付先名			
⑪	交付件数	件		
⑫	補助対象			
⑬	補助対象経費			
⑭	補助金額の算定方法			
⑮	交付決定の時期			
	(補助事業開始前に決定しない理由)			
⑯	交付方法			

2 補助金額の推移等

①	補助金等の執行状況			
	年度	予算	決算額	不用額
	平成28年度			
	平成29年度			
	平成30年度			
	令和元年度(予算)		-	-
②	財源内訳	額		割合
	国庫支出金			
	県支出金			
	その他 ()			
	一般財源			
③	補助対象経費	額		補助割合

3 交付要綱等について

①	交付要綱を制定しているか。		例規集	
	制定していない理由は			
②	交付要綱等に補助金等の目的を定めているか。			
③	交付要綱等に補助金等の対象経費を定めているか。			
④	交付要綱等に補助金等の対象経費に対する割合を定めているか。			
⑤	交付要綱等に補助金等の上限を定めているか。			
⑥	交付要綱等に補助金等の終期を定めているか。			
⑦	交付要綱等に、補助対象経費が消費税等の課税仕入れとなった場合の補助金等の調整を定めているか。			

4 事務手続等

①	補助金等交付申請書及び必要な添付書類が提出されているか。				
	具体的な添付書類は	事業計画書		収支予算書	前年度決算書
		実施設計書(工事)		その他	
②	補助金等交付決定においてどのような審査をしているのか。		書類審査		ヒアリング
			現地調査		その他
③	補助金等交付決定通知書を通知しているか。				
④	交付決定通知書に記載している交付条件は	実績報告書提出期限		資産の処分制限	消費税等に係る報告
		その他			
⑤	補助金等交付決定後に補助事業の遂行状況の報告を求めたか。				
⑥	実績報告書の提出期限をいつにしているか。				
⑦	実績報告書及び必要な添付書類は提出されているか。				
	具体的な添付書類は	事業実績書		収支決算書	決算書
		支出証憑書類		その他 ()	
⑧	補助金等の額の確定事務について具体的にどのように行っているか。		書類審査		ヒアリング
			現地調査		その他 ()
⑨	補助金等確定通知書を通知しているか。				

5 効果の測定、評価等

①	補助金等の効果を測定しているか。				
②	補助金等の効果を測定するための具体的な成果指標を定めているか。				
	成果指標の区分		成果指標の具体的内容		
③	補助金等の今後の方向性は				
	(その方向性に至った理由)				
	(予定している見直しの内容)				
④	過去の見直しの実績は(直近のもの)	時期	西暦	年度	
		理由			
		内容			
⑤	補助金等の交付先である団体は、補助の目的となる事業だけでなく、他の事業も行っているか。				
⑥	補助金等を財源に整備等した施設や備品が、補助年度以降も補助目的に沿って利用しているか確認しているか。				
⑦	補助団体の事務を所管課で行っているか。				
	所管課で行っている補助団体の事務に経理事務は含まれているか。				
⑧	交付先を具体的に特定しない場合、適切な情報提供をしているか。				
	情報提供の方法				

資料2 平成30年度所管部署別補助金等一覧表

所属名	会計名	款名	細々節名	決算額(円)
行政管理課	一般会計	総務費	徳山たばこ販売協同組合活動費補助金	100,000
人事課	一般会計	総務費	職員自己啓発支援助成金	131,000
人事課	一般会計	総務費	職員共済会交付金	7,058,333
防災危機管理課	一般会計	消防費	自主防災組織活動支援補助金	4,289,000
行政管理部(4)				11,578,333
地域づくり推進課	一般会計	総務費	自治会連合会補助金	3,900,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	自治会集会所等建設事業費補助金	7,082,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	市民センター運営事業交付金	23,021,100
地域づくり推進課	一般会計	総務費	過疎地域活性化交付金	4,000,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	中山間地域移住者受入体制整備事業補助金	1,441,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	中山間地域起業促進事業補助金	10,000,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	離島活性化交付金	828,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	ふるさとスローリズム推進交付金	1,000,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	コミュニティ活動推進費補助金	8,377,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	コミュニティふるさとイベント事業費補助金	650,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	地域イベント助成事業補助金	1,000,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	コミュニティ設備整備費補助金	2,300,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	地域創発事業補助金	1,600,000
地域づくり推進課	一般会計	総務費	周南市ふるさと振興財団運営費補助金	38,544,030
地域づくり推進課	一般会計	総務費	共創プロジェクト事業補助金	8,391,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	伝統文化活性化事業補助金	2,225,917
文化スポーツ課	一般会計	教育費	文化協会活動費補助金	5,058,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	文化振興財団運営費補助金	22,433,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	企画展覧会開催費補助金	2,034,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	企画事業費補助金	2,025,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	林忠彦賞企画運営費補助金	8,274,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	周南市体育協会運営費補助金	13,690,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	全国大会等誘致開催補助金	1,000,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	スポーツ振興会活動費補助金	3,356,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	くまげ鶴の里ウオーク大会開催交付金	200,000
文化スポーツ課	一般会計	教育費	スポーツ少年団活動費補助金	2,416,600
観光交流課	一般会計	総務費	姉妹都市派遣訪問団補助金	2,179,980
観光交流課	一般会計	総務費	国際交流サロン等運営交付金	416,115
観光交流課	一般会計	総務費	姉妹都市交流事業費交付金	1,864,266
観光交流課	一般会計	商工費	周南観光コンベンション協会運営費補助金	16,677,240
観光交流課	一般会計	商工費	冬のツリーまつりLED設置補助金	5,000,000
観光交流課	一般会計	商工費	冬のツリーまつり開催費補助金	6,300,000
観光交流課	一般会計	商工費	サンフェスタしんなんよう開催費補助金	7,700,000
観光交流課	一般会計	商工費	鹿野冬の花火大会開催費補助金	1,450,000
観光交流課	一般会計	商工費	徳山夏まつり開催費補助金	775,000
観光交流課	一般会計	商工費	東川ぼんぼりまつり開催費補助金	800,000
観光交流課	一般会計	商工費	周南地域産業観光事業費補助金	300,000
観光交流課	一般会計	商工費	周南みなとまつり開催費補助金	3,000,000
観光交流課	一般会計	商工費	コンベンション開催補助金	3,777,672
地域振興部(39)				225,086,920
環境政策課	一般会計	衛生費	周南地区食品衛生協会活動費補助金	85,500
環境政策課	一般会計	衛生費	犬猫不妊去勢手術補助金	597,000
環境政策課	一般会計	衛生費	公衆浴場経営安定事業費補助金	560,000
環境政策課	一般会計	衛生費	共同墓地等整備費補助金	3,352,860
環境政策課	一般会計	衛生費	水道事業補助金	157,034,610
環境政策課	一般会計	衛生費	給水施設等整備費補助金	1,600,000
環境政策課	一般会計	衛生費	合併浄化槽設置費補助金	7,790,000
環境政策課	一般会計	衛生費	浄化槽適正管理推進補助金	11,525,500
環境政策課	一般会計	衛生費	下水道事業補助金	59,062,007
環境政策課	一般会計	衛生費	温暖化対策地域協議会運営経費交付金	262,183
リサイクル推進課	一般会計	衛生費	廃棄物処理施設周辺生活環境整備費等補助金	1,335,372
リサイクル推進課	一般会計	衛生費	ごみ収集場所整備費補助金	2,299,783
リサイクル推進課	一般会計	衛生費	家庭ごみコンポスト化事業費補助金	464,311
リサイクル推進課	一般会計	衛生費	周南市快適環境づくり推進協議会補助金	1,120,000
市民課	一般会計	総務費	通知カード・個人番号カード関連事務費交付金	11,381,200
生活安全課	一般会計	総務費	防犯協議会活動費補助金	3,780,000
生活安全課	一般会計	総務費	防犯灯設置費補助金	19,786,897
生活安全課	一般会計	総務費	交通安全協会活動費補助金	2,625,000
生活安全課	一般会計	総務費	周南消費者協会活動費補助金	110,000
生活安全課	一般会計	土木費	商店街自転車整理推進費補助金	280,000
人権推進課	一般会計	民生費	人権啓発推進事業費補助金	1,770,000
保険年金課	一般会計	民生費	高額療養費等貸付金交付金	87,000
環境生活部(22)				286,909,223
地域福祉課	一般会計	民生費	徳山歯科医師会活動費補助金	400,000
地域福祉課	一般会計	民生費	民生委員児童委員協議会補助金	46,255,000
地域福祉課	一般会計	民生費	周南市社会福祉協議会運営費補助金	119,079,929
地域福祉課	一般会計	民生費	遺族会活動費補助金	1,710,000
地域福祉課	一般会計	民生費	原爆被爆者団体活動費補助金	220,000
地域福祉課	一般会計	民生費	保護司会活動費補助金	290,000
地域福祉課	一般会計	民生費	更生保護女性会活動費補助金	90,000

所属名	会計名	款名	細々節名	決算額(円)
地域福祉課	一般会計	民生費	被災者生活再建支援金	12,125,000
地域福祉課	一般会計	民生費	災害ボランティアセンター運営費補助金	2,895,653
高齢者支援課	一般会計	民生費	特別養護老人ホーム「福寿荘」増改築費補助金	3,017,900
高齢者支援課	一般会計	民生費	特別養護老人ホーム「やまなみ荘」増床整備費補助金	5,895,000
高齢者支援課	一般会計	民生費	特別養護老人ホーム「友愛園」増床整備費補助金	2,478,000
高齢者支援課	一般会計	民生費	老人クラブ活動費補助金	8,229,700
高齢者支援課	一般会計	民生費	老人クラブ連合会運営費補助金	851,200
高齢者支援課	一般会計	民生費	介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金	93,554
障害者支援課	一般会計	民生費	障害者用自動車改造費補助金	197,000
障害者支援課	一般会計	民生費	療育訓練参加促進事業費補助金	60,000
障害者支援課	一般会計	民生費	周南市身体障害者団体連合会活動費補助金	1,172,000
障害者支援課	一般会計	民生費	徳山肢体不自由児父母の会活動費補助金	133,630
障害者支援課	一般会計	民生費	周南市手をつなぐ育成会活動費補助金	255,000
障害者支援課	一般会計	民生費	手話サークル周南活動費補助金	92,000
障害者支援課	一般会計	民生費	ひだまりの会活動費補助金	36,000
障害者支援課	一般会計	民生費	NPO法人周南視覚障害者図書館活動費補助金	460,000
障害者支援課	一般会計	民生費	重度心身障害児施設建設費補助金	10,464,200
障害者支援課	一般会計	民生費	障害者支援施設「鹿野学園」第二成人部改築費補助金	1,220,100
地域医療課	一般会計	民生費	介護老人保健施設事業補助金	7,188,337
地域医療課	一般会計	衛生費	徳山医師会病院共同利用施設整備費補助金	30,169,000
地域医療課	一般会計	衛生費	病院群輪番制病院運営事業費補助金	35,495,520
地域医療課	一般会計	衛生費	離島等診療所運営費補助金	19,475,000
地域医療課	一般会計	衛生費	病院事業補助金	5,831,000
福祉医療部(30)				315,879,723
次世代支援課	一般会計	民生費	地域組織活動育成費補助金	756,000
次世代支援課	一般会計	民生費	山口県周南里親会活動費補助金	50,000
次世代支援課	一般会計	民生費	婚活イベント開催事業補助金	236,000
次世代支援課	一般会計	民生費	子育て支援活動補助金	318,000
次世代支援課	一般会計	民生費	児童の居場所づくり交付金	1,053,740
次世代支援課	一般会計	民生費	周南市母子寡婦福祉連合会活動費補助金	350,000
保育幼稚園課	一般会計	民生費	こもれび保育園建設費補助金	17,800
保育幼稚園課	一般会計	民生費	私立分日本スポーツ振興センター共済掛金補助金	169,612
保育幼稚園課	一般会計	民生費	保育所地域活動事業費補助金	600,000
保育幼稚園課	一般会計	民生費	障害児保育事業費補助金	5,702,400
保育幼稚園課	一般会計	民生費	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費補助金	159,118
保育幼稚園課	一般会計	民生費	多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金	776,900
保育幼稚園課	一般会計	民生費	延長保育事業費補助金	13,686,426
保育幼稚園課	一般会計	民生費	一時預かり事業費補助金	22,699,917
保育幼稚園課	一般会計	民生費	補足給付費補助金	80,052
保育幼稚園課	一般会計	教育費	私立幼稚園園児保護者補助金	51,174,989
保育幼稚園課	一般会計	教育費	私立幼稚園就園奨励費補助金	135,188,652
保育幼稚園課	一般会計	教育費	私立幼稚園特別支援教育費補助金	393,000
保育幼稚園課	一般会計	教育費	多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金	7,150,056
健康づくり推進課	一般会計	衛生費	予防接種健康被害障害年金交付金	2,673,880
健康づくり推進課	一般会計	衛生費	ぶち元気がいいねフェスタ交付金	400,000
健康づくり推進課	一般会計	衛生費	妊産婦・乳幼児健康診査受診者補助金	2,217,396
健康づくり推進課	一般会計	衛生費	離島妊婦健康診査等支援補助金	15,490
こども健康部(23)				245,869,428
商工振興課	一般会計	労働費	中小企業退職金共済掛金補助金	2,127,400
商工振興課	一般会計	労働費	外国人技能実習生共同受入事業補助金	300,000
商工振興課	一般会計	労働費	地元雇用促進事業費補助金	500,000
商工振興課	一般会計	労働費	シルバー人材センター運営費補助金	11,402,000
商工振興課	一般会計	労働費	地域若者サポートステーション運営事業費補助金	476,000
商工振興課	一般会計	労働費	労働団体文化体育関係活動費補助金	439,045
商工振興課	一般会計	労働費	中小企業労働福祉活動費補助金	135,000
商工振興課	一般会計	労働費	市民労働福祉大学開催費補助金	25,000
商工振興課	一般会計	労働費	労働者福祉協議会活動費補助金	750,000
商工振興課	一般会計	商工費	保証付制度融資保証料補給費補助金	36,590,097
商工振興課	一般会計	商工費	小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金	99,594
商工振興課	一般会計	商工費	徳山商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金	2,402,000
商工振興課	一般会計	商工費	都濃商工会商工団体活動活性化推進事業費補助金	208,000
商工振興課	一般会計	商工費	新南陽商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金	5,075,000
商工振興課	一般会計	商工費	鹿野町商工会商工団体活動活性化推進事業費補助金	522,000
商工振興課	一般会計	商工費	周南ふるさとふれあい物産展開催費補助金	1,000,000
商工振興課	一般会計	商工費	かのふるさとまつり開催費補助金	1,038,675
商工振興課	一般会計	商工費	中小企業者等指導相談事業費補助金	18,315,000
商工振興課	一般会計	商工費	共通商品券販売拡張事業費補助金	792,000
商工振興課	一般会計	商工費	創業支援事業者補助金	513,000
商工振興課	一般会計	商工費	まち輝き活動団体育成事業費補助金	999,800
商工振興課	一般会計	商工費	中心市街地商業活性化補助金	8,575,000
商工振興課	一般会計	商工費	事業所等設置奨励補助金	208,354,100
商工振興課	一般会計	商工費	まちなかオフィス立地促進事業補助金	3,675,311
商工振興課	一般会計	商工費	燃料電池自動車等普及促進補助金	1,000,000
商工振興課	一般会計	商工費	水素関連製品等研究開発事業補助金	843,333
農林課	一般会計	農林水産業費	山口県農業共済組合運営費補助金	318,000
農林課	一般会計	農林水産業費	生活改善実行グループ活動促進費補助金	200,000
農林課	一般会計	農林水産業費	ジャンボタニシ防除対策費補助金	183,000

所属名	会計名	款名	細々節名	決算額(円)
農林課	一般会計	農林水産業費	新規就農資金利子補給費補助金	36,792
農林課	一般会計	農林水産業費	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金	377,744
農林課	一般会計	農林水産業費	中山間地域等直接支払交付金	59,288,607
農林課	一般会計	農林水産業費	環境保全型農業直接支払交付金	1,973,632
農林課	一般会計	農林水産業費	集落営農法人設立支援事業費補助金	25,000
農林課	一般会計	農林水産業費	農地集積協力金事業補助金	484,500
農林課	一般会計	農林水産業費	新規農業就業者住宅支援事業補助金	728,000
農林課	一般会計	農林水産業費	新規農業就業者定着支援給付金事業補助金	2,225,000
農林課	一般会計	農林水産業費	被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	8,666,000
農林課	一般会計	農林水産業費	農業次世代人材投資事業補助金	30,503,958
農林課	一般会計	農林水産業費	新規就農者農地確保支援事業補助金	127,528
農林課	一般会計	農林水産業費	新規就業者等産地拡大促進事業補助金	25,804,000
農林課	一般会計	農林水産業費	6次産業化チャレンジ支援事業費補助金	20,000
農林課	一般会計	農林水産業費	農産物産地化支援事業費補助金	1,237,000
農林課	一般会計	農林水産業費	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	5,193,911
農林課	一般会計	農林水産業費	6次産業化・地産地消推進交付金	2,676,000
農林課	一般会計	農林水産業費	指導農家支援補助金	960,000
農林課	一般会計	農林水産業費	研修生住宅支援事業補助金	257,500
農林課	一般会計	農林水産業費	家畜改良増殖事業費補助金	423,486
農林課	一般会計	農林水産業費	畜産・酪農収益力強化整備補助金	458,041,000
農林課	一般会計	農林水産業費	畜産経営体質強化支援資金利子補給補助金	2,638,205
農林課	一般会計	農林水産業費	単市農道維持修繕費補助金	790,900
農林課	一般会計	農林水産業費	土地改良区補助金	62,000
農林課	一般会計	農林水産業費	土地改良事業推進協議会運営費補助金	85,000
農林課	一般会計	農林水産業費	小規模土地改良事業補助金	625,000
農林課	一般会計	農林水産業費	市街化区域農業用水路浚渫交付金	925,810
農林課	一般会計	農林水産業費	土地改良事業償還助成補助金	17,047,863
農林課	一般会計	農林水産業費	多面的機能支払交付金	57,689,854
農林課	一般会計	農林水産業費	流域育成林整備事業補助金	3,292,550
農林課	一般会計	農林水産業費	有害鳥獣捕獲対策事業費補助金	16,000
農林課	一般会計	農林水産業費	鳥獣被害防止施設等整備事業補助金	1,133,000
水産課	一般会計	農林水産業費	錦川上流漁業協同組合補助金	450,000
水産課	一般会計	農林水産業費	漁業近代化資金利子補給費補助金	38,369
水産課	一般会計	農林水産業費	経営自立化支援事業費補助金	3,000,000
水産課	一般会計	農林水産業費	新規漁業就業者定着支援事業補助金	750,000
水産課	一般会計	農林水産業費	新規漁業就業者住宅支援事業補助金	217,500
水産課	一般会計	農林水産業費	水産多面的機能発揮対策事業費補助金	698,400
水産課	一般会計	農林水産業費	海の家運営補助金	850,000
水産課	地方卸売市場事業特別会計	卸売市場費	さかなまつり開催費補助金	1,000,000
経済産業部(68)				997,218,464
住宅課	一般会計	土木費	住宅等耐震化促進事業補助金	826,000
道路課	一般会計	土木費	私道補修工事補助金	2,343,000
建設部(2)				3,169,000
都市政策課	一般会計	総務費	バスロケーションシステム導入補助金	1,661,000
都市政策課	一般会計	総務費	周南市地域公共交通会議交付金	9,034,106
都市政策課	一般会計	総務費	地方バス路線維持対策費補助金	112,213,000
都市政策課	一般会計	総務費	離島航路運営費補助金	94,279,332
公園花とみどり課	一般会計	土木費	ゆめ風車まつり交付金	500,000
公園花とみどり課	一般会計	土木費	永源山公園つつじ祭り交付金	2,000,000
都市整備部(6)				219,687,438
中心市街地整備課	一般会計	土木費	タウンマネジメント推進事業補助金	892,800
中心市街地整備部(1)				892,800
熊)地域政策課	一般会計	総務費	周南こどもゆめまつり交付金	500,000
熊毛総合支所(1)				500,000
消防本部消防総務課	一般会計	消防費	消防クラブ育成費交付金	384,540
消防本部消防総務課	一般会計	消防費	消防団員共済会交付金	1,117,600
消防本部(2)				1,502,140
教育政策課	一般会計	教育費	山口県桜ヶ丘学園運営費補助金	3,330,000
教育政策課	一般会計	教育費	徳山大学奨学生制度補助金	1,250,000
生涯学習課	一般会計	総務費	周南市青少年育成市民会議活動費補助金	2,050,000
生涯学習課	一般会計	総務費	子どもの安心・安全推進事業交付金	621,000
生涯学習課	一般会計	教育費	山口県ユネスコ大会開催事業費補助金	200,000
生涯学習課	一般会計	教育費	徳山ユネスコ協会活動費補助金	198,000
生涯学習課	一般会計	教育費	徳山花いっぱい会活動費補助金	60,000
生涯学習課	一般会計	教育費	PTA活動費補助金	372,000
生涯学習課	一般会計	教育費	周南市連合婦人会活動費補助金	636,000
生涯学習課	一般会計	教育費	市指定文化財修繕補助金	200,000
生涯学習課	一般会計	教育費	若山城跡保存協議会交付金	792,000
生涯学習課	一般会計	教育費	子ども会活動費補助金	1,147,000
生涯学習課	一般会計	教育費	孝女阿米顕彰会活動費補助金	29,000
生涯学習課	一般会計	教育費	わんぱく船開催費補助金	480,000
生涯学習課	一般会計	教育費	ボーイスカウト活動費補助金	53,000
生涯学習課	一般会計	教育費	ガールスカウト活動費補助金	39,000
生涯学習課	一般会計	教育費	周南ロボコン交付金	336,000
学校教育課	一般会計	教育費	生徒指導対策事業費交付金	1,198,887
学校教育課	一般会計	教育費	生徒会リーダー研修会活動費交付金	230,000
学校教育課	一般会計	教育費	充実した学校生活サポート事業費交付金	5,537,413

所属名	会計名	款名	細々節名	決算額(円)
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小学校校長会活動費補助金	266,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市中学校校長会活動費補助金	94,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市公立学校教頭会活動費補助金	408,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小学校研修会活動費補助金	560,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市中学校研修会活動費補助金	206,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市養護教員研修会活動費補助金	41,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市教育調査研究会活動費交付金	542,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小学校体育連盟活動費補助金	585,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市中学校文化連盟活動費補助金	695,200
学校教育課	一般会計	教育費	小中学校文化体育部中国・全国大会出場費補助金	1,442,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市中学校体育連盟活動費補助金	7,000,000
学校教育課	一般会計	教育費	全国中学校体育大会(ハンドボール)開催費補助金	2,100,000
学校教育課	一般会計	教育費	中国中学校体育大会(卓球)開催費補助金	100,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小学校音楽祭開催費交付金	1,708,230
学校教育課	一般会計	教育費	周南市中学校音楽祭開催費交付金	1,388,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小中学校美術展開催費交付金	380,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小中学校科学展開催費交付金	230,000
学校教育課	一般会計	教育費	周南市小中学校読書感想文(画)コンクール開催費交付金	84,000
学校教育課	一般会計	教育費	コミュニティ・スクール交付金	2,136,710
学校教育課	一般会計	教育費	遠距離通学者等通学費補助金(小学校)	9,926,383
学校教育課	一般会計	教育費	遠距離通学者等通学費補助金(中学校)	5,016,470
学校教育課	一般会計	教育費	学校保健会交付金	200,000
教育部(42)				53,868,293
議会事務局	一般会計	議会費	政務活動費補助金	7,890,139
議会事務局(1)				7,890,139
合計(241)				2,370,051,901

資料3 補助金等抽出分一覧表

所属名	細々節名	決算額	要綱	支払い方法			余剰金		事務局		
				実績	概算	前金	有無	返還	経理	調書	出納簿
人 事 課	職員共済会交付金	7,058,333	○			○	○	○	○	○	○
行政管理部(1)		7,058,333									
地域づくり推進課	自治会連合会補助金	3,900,000	○		○		○	×	○	○	○
地域づくり推進課	市民センター運営事業交付金	23,021,100	○			○					
地域づくり推進課	過疎地域活性化交付金	4,000,000	○		○						
地域づくり推進課	中山間地域起業促進事業補助金	10,000,000	○		○						
地域づくり推進課	ふるさとスローツーリズム推進交付金	1,000,000	○		○		○	×	○	○	○
地域づくり推進課	周南市ふるさと振興財団運営費補助金	38,544,030	○		○		○	○			
文化スポーツ課	伝統文化活性化事業補助金	2,225,917	○		○		○	○	○	○	○
文化スポーツ課	文化協会活動費補助金	5,058,000	○		○		○	×			
文化スポーツ課	文化振興財団運営費補助金	22,433,000	○		○						
文化スポーツ課	企画展覧会開催費補助金	2,034,000	○		○						
文化スポーツ課	企画事業費補助金	2,025,000	○		○						
文化スポーツ課	林忠彦賞企画運営費補助金	8,274,000	○		○						
文化スポーツ課	周南市体育協会運営費補助金	13,690,000	×		○						
文化スポーツ課	全国大会等誘致開催補助金	1,000,000	○		○						
文化スポーツ課	スポーツ少年団活動費補助金	2,416,600	○		○		○	×			
観光交流課	姉妹都市交流事業費交付金	1,864,266	×		○		○	○	○	×	○
観光交流課	周南観光コンベンション協会運営費補助金	16,677,240	○		○						
観光交流課	冬のツリーまつりLED設置補助金	5,000,000	○		○						
観光交流課	冬のツリーまつり開催費補助金	6,300,000	○		○						
観光交流課	サンフェスタしんなんよう開催費補助金	7,700,000	○		○		○	×			
観光交流課	鹿野冬の花火大会開催費補助金	1,450,000	○		○		○	×			
観光交流課	周南みなとまつり開催費補助金	3,000,000	○		○		○	×			
地域振興部(22)		181,613,153									
環境政策課	共同墓地等整備費補助金	3,352,860	○	○							
リサイクル推進課	周南市快適環境づくり推進協議会補助金	1,120,000	○		○		○	×	○	○	○
生活安全課	防犯協議会活動費補助金	3,780,000	×		○		○	×			
生活安全課	防犯灯設置費補助金	19,786,897	○		○		○	○			
生活安全課	交通安全協会活動費補助金	2,625,000	○		○		○	×			
人権推進課	人権啓発推進事業費補助金	1,770,000	○		○						
環境生活部(6)		32,434,757									
地域福祉課	周南市社会福祉協議会運営費補助金	119,079,929	○		○		○	○			
地域福祉課	災害ボランティアセンター運営費補助金	2,895,653	○	○							
障害者支援課	周南市身体障害者団体連合会活動費補助金	1,172,000	○		○		○	×			
障害者支援課	重度心身障害児施設建設費補助金	10,464,200	×	○							
障害者支援課	障害者支援施設「鹿野学園」第二成人部改築費補助金	1,220,100	×	○							
地域医療課	徳山医師会病院共同利用施設整備費補助金	30,169,000	○	○							
福祉医療部(6)		165,000,882									

所属名	細々節名	決算額	要綱	支払い方法			余剰金		事務局		
				実績	概算	前金	有無	返還	経理	調書	出納簿
次世代支援課	児童の居場所づくり交付金	1,053,740	○			○	○	○			
保育幼稚園課	障害児保育事業費補助金	5,702,400	○	○							
こども健康部(2)		6,756,140									
商工振興課	シルバー人材センター運営費補助金	11,402,000	○			○					
商工振興課	保証付制度融資保証料補給費補助金	36,590,097	○	○							
商工振興課	徳山商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金	2,402,000	○		○						
商工振興課	新南陽商工会議所商工団体活動活性化推進事業費補助金	5,075,000	○		○						
商工振興課	周南ふるさとふれあい物産展開催費補助金	1,000,000	○	○							
商工振興課	かのふるさとまつり開催費補助金	1,038,675	○		○		○	○			
商工振興課	中小企業者等指導相談事業費補助金	18,315,000	○		○		○	×			
商工振興課	中心市街地商業活性化補助金	8,575,000	○		○		○	△			
商工振興課	事業所等設置奨励補助金	208,354,100	○	○							
農林課	6次産業化・地産地消推進交付金	2,676,000	○		○		○	×	○	○	○
農林課	土地改良事業償還助成補助金	17,047,863	○			○					
水産課	さかなまつり開催費補助金	1,000,000	○	○							
経済産業部(12)		313,475,735									
都市政策課	周南市地域公共交通会議交付金	9,034,106	○		○		○	○	○	○	○
公園花とみどり課	永源山公園つつじ祭り交付金	2,000,000	×		○				○	×	○
都市整備部(2)		11,034,106									
消防本部 消防総務課	消防団員共済会交付金	1,117,600	○		○		○	×	○	△	○
消防本部(1)		1,117,600									
教育政策課	山口県桜ヶ丘学園運営費補助金	3,330,000	○			○					
教育政策課	徳山大学奨学生制度補助金	1,250,000	○			○					
生涯学習課	周南市青少年育成市民会議活動費補助金	2,050,000	○		○				○	○	○
生涯学習課	子ども会活動費補助金	1,147,000	○		○						
学校教育課	生徒指導対策事業費交付金	1,198,887	○		○		○	○	○	×	×
学校教育課	充実した学校生活サポート事業費交付金	5,537,413	×		○		○	○	○	×	×
学校教育課	小中学校文化体育部中国・全国大会出場費補助金	1,442,000	○	○							
学校教育課	周南市中学校体育連盟活動費補助金	7,000,000	○		○						
学校教育課	全国中学校体育大会(ハンドボール)開催費補助金	2,100,000	×		○						
学校教育課	周南市小学校音楽祭開催費交付金	1,708,230	×		○		○	○			
学校教育課	周南市中学校音楽祭開催費交付金	1,388,000	×		○						
学校教育課	コミュニティ・スクール交付金	2,136,710	×		○		○	○	○	×	×
教育部(12)		30,288,240									
議会事務局	政務活動費補助金	7,890,139	○		○						
議会事務局(1)		7,890,139									
合計(65)		756,669,085									

(注)・「余剰金」の「返還」は前金払又は概算払で余剰金が発生し、返還を求めている場合「○」、求めていない場合「×」としている。中心市街地商業活性化補助金の「△」は、テナントミックス推進事業分は返還を求め、交流拠点施設運営事業費分は返還を求めているためである。

・「事務局」の「経理」は当該補助金の所管課が交付先団体の経理事務を行っている場合「○」で、「調書」及び「出納簿」は、支出入金調書や出納簿の整備状況を示している。消防団員共済会交付金の「調書」の「△」は、共済給付金等一部について作成されていたことによる。

周南市補助金交付基準

第 1 基準作成の趣旨

この基準は、補助金を効果的、効率的に運用するとともに、補助金の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため、策定するものである。

第 2 定義等

1 定義

この基準における補助金とは、周南市補助金交付規則第 2 条に基づく補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

ただし、交付金は除く。また、国・県補助に伴うルール分の補助金は当該交付基準の対象外とする。

2 交付対象

補助の対象は、原則として、次の通りとする。

(1) 団体

(ア) 事業費

市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合とする。

(イ) 運営費

団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、金銭的な援助が必要な場合とする。

(2) 個人

個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導等のため金銭的な援助が必要な場合、又は事業の業績が市勢の発展に寄与する場合とする。

第3 交付基準

1 判断基準

(1) 公益性

地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断は、まずアの共通判断基準に基づき、次にイの各個別判断基準により行うものとする。

ア 共通判断基準

事業または団体の活動や個人等に対する金銭的援助による効果が、市の施策の行政目的の達成につながり、市が直接事業等を行うより効果的であること。

イ 個別判断基準

(ア) 施設の建設等に対するもの

施設が、地域での住民自治、社会福祉の向上に寄与し、多くの者に利益が及ぶものであること。

(イ) 大会、イベント等の開催に対するもの

本市の学術、芸術、技術、スポーツ等の振興、向上に寄与するか、又は大会、イベント等の開催が地域経済の活性化に寄与するものであること。

(ロ) 奨励を目的とするもの

事業の実施を促進することにより、その業績が、本市の名を高め、市民の励みとなるなど市勢の発展に寄与するものであること。

(2) 適格性

補助すること自体の適格性、交付する団体等の運営の適格性は次の点から判断する。なお、法令等において行政が責任を持って行わなければならない事項を行政以外の者に行わせる場合は、原則として委託で処理すること。

- ・ 補助金等の支出根拠が、法令・条例・規則・要綱等に基づいていること。
- ・ 補助金等の支出目的・範囲が憲法89条等の法令の規定に抵触しないこと。
- ・ 交付申請等の諸手続きが市の規則等に基づき行われていること。
- ・ 団体の会計処理が適正に行われていること。
- ・ 団体の設立目的、事業内容と補助の目的との整合が取れていること。
- ・ 団体の決算における繰越金（剰余金）が、補助額と比較し過大でないこと。
- ・ 団体の構成員が会費等による適正な負担を行っていること。

(3) その他（個人のみ）

- ・ 市税の未納がないこと。（市単独で定めた補助金に限る。）
- ・ 財政援助を目的とする補助金については、効果的な事業の推進を図るため、適切な所得要件等が設定されていること。

2 交付額等の基準

補助対象及び交付額の確定にあたっては、次の事項を考慮すること。

(1) 対象経費

個々の補助金の交付要綱に定めるものとし、交際費、慶弔費、懇親会費、他団体への負担金等を目的とするものは対象外とする。

(2) 交付額の基準

補助額は、交付の目的及び対象、市の財政状況等を総合的に考慮し、まず補助率を定め、その補助率に補助対象額を乗じ、予算の範囲内で算定するものとする。

なお、国・県補助に伴う市のルール分を超える補助（いわゆる継足補助）については、原則、交付しないこととする。

また、新規・見直しにあたっての補助率は下記の通りとする。

団体	事業費補助	2分の1以内
	運営費補助	
個人	事業費補助	

ただし、市長が特に認める場合又は補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。

(3) 見直し期間の設定

個々の補助については、3年を目途として見直すものとする。

また、奨励を目的とする補助については、原則として終期を設定すること。

第4 基準の適用時期

当該基準は、平成18年度当初予算から適用する。

なお、既存の補助金であって平成18年度からの対応が困難なものについては、平成21年度予算の編成までに当該補助金基準を満たすよう段階的に見直しを進めることとする。

